

遺産相続の流れ

被・相続人が亡くなってから行う遺産相続や各方面の手続きは、不動産以外も含めると想像以上に多くあります。人生の中で何度も経験することの方が少なく、大切な人と別れた悲しみの中で、たくさんの手続きを進めていくことが必要になります。この図は、被・相続人の死亡から、遺産相続・手続きが一通り完了するまでの流れとその内容をまとめたものです。

ご自身で全て行うとなると、多くの時間と労力がかかります。相続・手続きに関わる事情は人それぞれ異なり、専門家でなければ難しい内容も少なくありません。日経管財では不動産をはじめ、弁護士、税理士、司法書士など各方面の専門家との連携により、ワンストップでお客様にとってベストな遺産相続をサポートいたします。

被・相続人の死亡（相続の発生・開始）

① 被・相続人の死亡から7日以内にやるべき手続き

死亡後から初七日までは、葬儀の手配や通知、埋葬などを中心に、限られた時間の中で金融機関や保険会社などに手続きを進めることとなります。

代表的な手続き

- 葬儀の手配
- 各方面への通知
- お通夜・葬儀
- 死亡届の提出
- 火葬埋葬許可
- 年金受給権者死亡届
- 生命保険付ローン手続き
- 口座引き落とし
- キャッシュカード停止
- 預金口座の解約・引継
- 出資金の引継
- クレジットカードの停止
- 口座の解約・引継
- 簡易保険
- 国債
- 生命保険（請求）
- 入院保険（請求）
- 自動車保険（自賠責・任意）
- 火災保険名義変更

7日～49日

② 相談する専門家の選定

葬儀が済んだら、相続に関する具体的な手続きを開始する必要があります。専門家に相談することで、スムーズに進めることができます。

相談事項	相談できる専門家	日経管財での相談可否
相続全般	士業・日経管財（不動産コンサル）	◎
不動産の相談（事件・事故物件等含む）	日経管財（不動産コンサル）	◎
相続税関係	税理士	◎（当社顧問）
不動産登記関係	司法書士	◎（当社顧問）
遺産分割	弁護士・司法書士・行政書士	◎（当社顧問）

③ 手続き依頼先の選定

相談事項	相談できる専門家	日経管財での相談可否
相続手続き全般	士業 不動産コンサル 信託銀行	◎
相続登記	司法書士	◎（当社顧問）
税務申告	税理士	◎（当社顧問）
調停・裁判	弁護士	◎（当社顧問）
保険・年金	社会保険労務士	◎（当社顧問）
境界・測量（不動産）	土地家屋調査士	◎

④ 遺言の有無確認

⑤ 被・相続人の死亡から14日以内にやるべき相続調査

調査項目

- 戸籍
- 世帯主変更
- 会社役員の死亡
- 身分証明書
- 遺産（不動産・動産）
- 児童扶養手当
- 遺言書の検認
- 健康保険
- 債務（借金）
- 国民健康保険
- 死亡退職金
- 株券
- 相続人
- 未支給年金請求書
- 最終給与
- 債権

⑥ 被・相続人の死亡から1ヶ月以内にやるべき相続調査

調査項目

- 事業を継承した相続人の開業届
- 酒類の届出
- 賃貸住宅
- 高齢者福祉サービス
- 特許権
- 市営住宅
- 身体障害者手帳
- 免許
- 各種会員証（ゴルフ場・デパート・老人会など）
- 愛の手帳
- 自動車／納税義務者
- JAF
- 団体慶慰金
- パスポート
- NHK受信料
- 遺族共済年金
- 身分証明書
- 公共料金（電話・電気・ガス・水道）
- 葬祭料
- 借地借家契約書
- インターネット
- レンタル・リース契約

⑦ 被・相続人の死亡から49日以内にやるべき手続き

手続き項目

- 遺産分割協議書の準備
- 埋葬許可
- 復氏届
- 49日法要・納骨
- 婚姻関係
- 無料バス
- 遺族給付裁定請求

※簡単な遺産分割協議書を作成するのは次のような重要な目的のためです。

遺産分割協議の話し合いがまとまったら、必ず遺産分割協議書を作成しましょう。

- 相続人全員の合意内容を明確にし、正確な記録を残して、後の無用なトラブルを未然に防ぐため
- 不動産や預貯金、株式、自動車などの名義変更手続きのため
- 相続税の申告書に添付するため

49日～4ヶ月

⑧ 被・相続人の死亡から3ヶ月以内にやるべき手続き

手続き項目

- 遺族基礎年金裁定請求
- 寡婦年金裁定請求
- 一時死亡金裁定請求
- 相続放棄・限定承認

⑨ 被・相続人の死亡から4ヶ月以内にやるべき手続き

実際に相続に向けて、不動産コンサルタント、税理士のサポートの元、遺産分割を進めていきます。

手続き項目

- 不動産相続登記
- 準確定申告
- 子の氏の変更許可

4ヶ月～10ヶ月

⑩ 相続税の申告

手続き項目

- 医療費控除の請求
- 未分類財産確定期限
- 配偶者の税額軽減
- 小規模宅地の評価減

10年以内

相続人の死亡から10年以内にやるべき手続き

遺留分減殺請求は、場合によって発生する手続きです。相続開始から10年以内、侵害された事実を知ってから1年以内に手続きする必要があります。

手続き項目

- 遺留分減殺請求

遺産相続のご相談をワンストップで

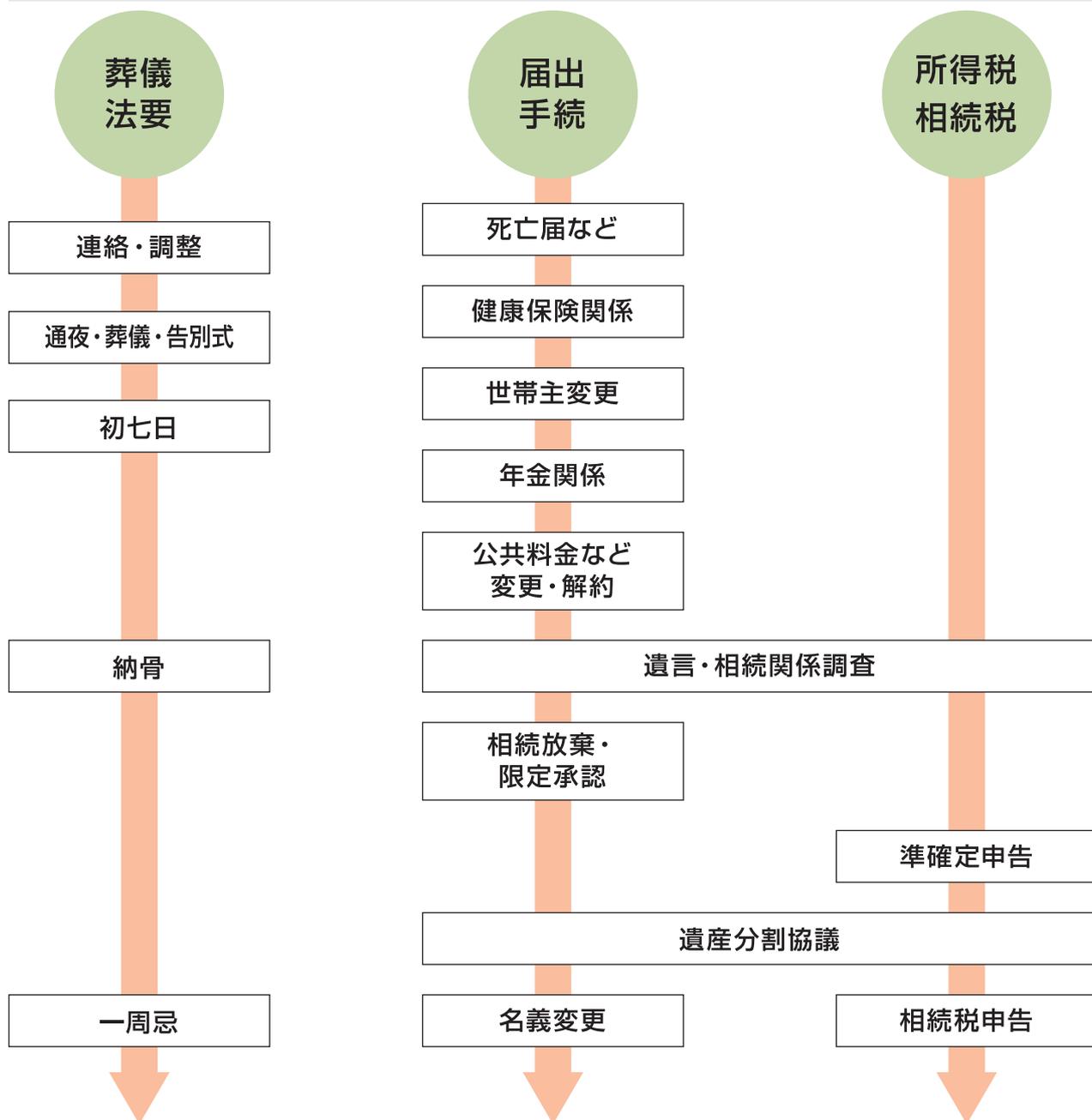
日経管財では、顧問の専門家の方々と連携し、故人が無くなってから必要な相続手続きの把握から申告、その後のフォローアップなど最初から最後までワンストップでサポートさせていただいております。

相続で問題となる財産の多くが不動産であるため、急な納税資金が必要になった際には、不動産の時価を的確に調査し、財産評価基本通達を理解している不動産のプロが、相続をしっかりとサポートさせていただきます。

まずはお気軽にご相談ください。

相続の流れ概略

被相続人の死亡／相続発生



お問い合わせはお気軽にどうぞ



日経管財
realestate & asset management

日経管財株式会社

Tel.045-323-9211 info@nikkeikanzai.co.jp

〒231-0005 横浜市中区本町一丁目7番地東ビル503号 <https://www.nikkeikanzai.co.jp/>

営業時間
9:00～18:00 (日祝を除く)